

各 都道府県・市町村 民生主管部生活保護担当課 御中

厚生労働省社会・援護局保護課

生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱い等について（周知）

生活保護行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、熱中症による健康被害が数多く報告されており、気温の高い日が続くこれからの時期に備え、国民一人一人に対して熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行う等、対策に万全を期することが重要です。

これまでも、累次にわたり、生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱い等について周知を行ってきておりますが、改めて下記のとおりお示ししますので、御了知の上、都道府県におかれては管内保護の実施機関に対し周知方お願いいたします。

併せて、「生活保護世帯に対するエアコン購入に係る生活福祉資金の貸付について」（令和 7 年 5 月 30 日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）が別紙のとおり各都道府県民生主管部局宛に発出されていることから、御了知の上、生活保護世帯におけるエアコン購入に向けた助言指導等について、遺漏なきよう対応願います。

また、管内保護の実施機関の査察指導員や地区担当員、面接相談員等に対し、本事務連絡の内容が確実に行き届くよう、御配意をお願いいたします。

記

1 生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱いについて

熱中症を予防するためには適切なエアコン利用が重要であることから、生活保護世帯におけるエアコン購入については、次の（１）から（３）までの取扱いを踏まえて、遺漏なきよう対応いただきたい。

（１）生活保護世帯におけるエアコン購入に関する基本的な考え方

これまでも示しているとおり（別添 1 参照。）、生活保護制度においては、エアコンも含め日常生活に必要な生活用品については、保護費のやりくりによって計画的に購入していただくものである。

なお、保護費のやり繰りによって購入が困難な場合には、生活福祉資金貸付を活用して購入していただくことも可能としている。

- (2) 特別な事情がある場合の生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱い
「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知)の第 7 の 2 (6) のウの規定により、①保護開始時に持ち合わせがない場合、②災害により喪失し、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)等他制度からの措置がない場合、③犯罪等により被害を受け、生命身体の安全確保のために新たに転居する場合で持ち合わせがない場合などの特別な事情がある場合に限り、73,000 円の範囲内において、エアコンの購入費用を支給することを可能としている。(別添 2 参照。)

(3) エアコンの購入に向けた必要な助言指導等

特別な事情がない生活保護世帯においては、毎月の保護費のやり繰りの中でエアコンの購入費用(故障時等の対応含む)を賄うこととなるため、福祉事務所においては、日頃のケースワークにおいてエアコンの購入の意向を確認し、必要に応じて、購入に向けた家計管理に係る助言指導を行うとともに、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付の利用を紹介し貸付により購入できるようにするなど、真に必要な者がエアコンを購入できるよう配慮されたい。

なお、社会福祉協議会への貸付資金の償還については、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 37 条の 2 及び生活保護法施行令(昭和 25 年政令第 148 号)第 3 条の規定により、生活扶助費の一部として福祉事務所が直接社会福祉協議会へ交付する代理納付の取扱いが可能であることから、活用について検討されたい(別添 1 参照。)

2 生活保護世帯に対する熱中症予防の取組について

生活保護世帯に対する熱中症予防の取組として、1に加えて、次の(1)及び(2)についても、遺漏なきよう対応いただきたい。

(1) 必要な家電製品等の使用のための家計管理に係る必要な助言指導

電気料金等の滞納やそのおそれがある者に対しても、日頃のケースワークにおいて家計管理に係る必要な助言指導を行うなどにより、必要な家電製品等が使用できなくなることがないように配慮されたい(別添 1 参照。)

(2) 熱中症の予防法に関する周知等

厚生労働省では、熱中症予防を広く国民に呼びかけることを目的として、多言語によるリーフレット等を作成している(別添 3 及び別添 4 参照。)。保護の実施機関においても、必要に応じて、本リーフレット等を活用し、被保護者に対し、こまめな水分・塩分の補給、節電に配慮した上で、扇風機やエアコンを適切に利用する等の熱中症の予防法に関する呼びかけをお願いする。

特に、高齢者、障害のある方等については、より熱中症に注意いただく必要があるため、訪問等によって把握した被保護者の生活状況を踏まえ、本リーフレット等を活用した周知をお願いする。

<参考>厚生労働省ホームページ 熱中症関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/

○ 令和 7 年 3 月 社会・援護局関係主管課長会議資料（抜粋）

12 一時扶助における家具什器費の適切な運用について

生活保護制度では、日常生活に必要な生活用品については、保護費のやり繰りによって計画的に購入していただくこととしているが、①保護開始時に持ち合わせがない場合、②災害により喪失し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）等他制度からの措置がない場合、③犯罪等により被害を受け、生命身体の安全確保のために新たに転居する場合で持ち合わせがない場合などの特別な事情がある場合に限り、一時扶助として家具什器費の支給を認めているところである。

近年、熱中症における健康被害があることを踏まえ、平成 30 年 7 月 1 日からこの家具什器費に冷房器具を加えたところである。

なお、特別な事情がない生活保護世帯においては、従来どおり毎月の保護費のやり繰りの中で冷房器具等の購入費用を賄うこととなるが、日頃のケースワークにおいて、冷房器具や暖房器具等の購入の意向を、夏季や冬季までの期間を考慮して事前に確認し、必要に応じて、購入に向けた家計管理の助言指導を行うとともに、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付の利用を紹介し貸付により購入できるようにするなど、真に必要な者が冷房器具や暖房器具等を購入できるようご配慮いただきたい。

あわせて、社会福祉協議会への貸付資金の償還については、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 37 条の 2 及び生活保護法施行令（昭和 25 年政令第 148 号）第 3 条の規定により、生活扶助費の一部として福祉事務所が直接社会福祉協議会へ交付する代理納付の取扱いが可能であることから、活用についてご検討いただきたい。また、電気料金等の滞納やそのおそれがある者に対しても、日頃のケースワークにおいて家計支援に係る必要な助言指導を行うなどにより、必要な家電製品等が使用できなくなることがないようにご配慮いただきたい。

こうした考え方や対応について、「生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱い等について」（令和 6 年 5 月 31 日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）などにおいて繰り返し周知しているところであり、引き続き適切な対応がなされるようお願いしたい。

○ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）（抜粋）

第 7 最低生活費の認定

2 一般生活費

（6）家具什器費

ウ 冷房器具

被保護世帯がアの（ア）から（オ）までのいずれかに該当し、当該被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、冷房器具の購入に要する費用について、73,000 円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

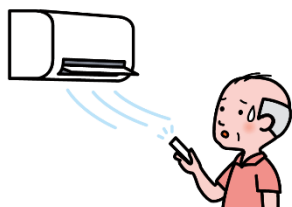
<参考：ア 炊事用具、食器等の家具什器の（ア）から（オ）>

- （ア） 保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。
- （イ） 単身の被保護世帯であり、当該単身者が長期入院・入所後に退院・退所し、新たに単身で居住を始める場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。
- （ウ） 災害にあい、災害救助法第 4 条の救助が行われない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては、災害により失った最低生活に直接必要な家具什器をまかなうことができないとき。
- （エ） 転居の場合であって、新旧住居の設備の相異により、現に所有している最低生活に直接必要な家具什器を使用することができず、最低生活に直接必要な家具什器を補填しなければならない事情が認められるとき。
- （オ） 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

熱中症予防のために

暑さを避ける！

エアコン等で
温度をこまめに調節



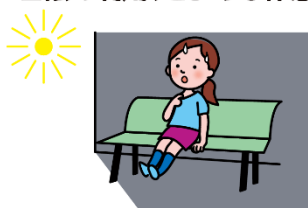
遮光カーテン・すだれの
利用、打ち水の実施



外出時には日傘の使用、
帽子の着用



天気の良い日は
日陰の利用、こまめな休憩



吸湿性・速乾性のある
通気性のよい衣服を着用



保冷剤、氷、冷たいタオル
などで、からだを冷やす



『熱中症警戒アラート』発表時には、外出をなるべく控え、暑さを避けましょう

こまめに水分を補給する！

室内でも、外出時でも、
のどの渇きを感じていなくてもこまめに水分を補給



熱中症
とは

「熱中症」は、高温多湿な環境下で、発汗による体温調節等がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、場合によっては死亡することもあります。熱中症について正しい知識を身につけ、体調の変化に気をつけるとともに、周囲にも気を配り、熱中症による健康被害を防ぎましょう。

熱中症予防のための
情報・資料サイト

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/

厚労省 熱中症予防



スマートフォンでも見られます



熱中症の症状

- めまい
- 立ちくらみ
- 生あくび



- 大量の発汗
- 筋肉痛
- 筋肉のこむら返り

病状がすすむと

- 頭痛
- 嘔吐
- 倦怠感



- 判断力低下
- 集中力低下
- 虚脱感

応急処置をしても症状が改善されない場合は医療機関を受診しましょう

熱中症が疑われる人を見かけたら（主な応急処置）

エアコンが効いている
室内や風通しのよい日陰
など涼しい場所へ避難



衣服をゆるめ、
からだを冷やす
（首の周り、脇の下、脚の付け根など）



経口補水液を補給※



※経口補水液を一時に大量に飲むと、ナトリウムの過剰摂取になる可能性があります。腎臓、心臓等の疾患の治療中で、医師に水分の摂取について指示されている場合は、指示に従ってください。

自力で水が飲めない、応答がおかしい時は、ためらわずに救急車を呼びましょう！

暑さの感じ方は、人によって異なります

その日の体調や暑さに対する慣れなどが影響します。
体調の変化に気をつけましょう。

室内でも熱中症予防！

暑さを感じなくても室温や外気温を確認し、エアコン等を使って温度調節するよう心がけましょう。

高齢者や子ども、 障害のある方は、特に注意が必要！

高齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対するからだの調節機能も低下しているので、注意が必要です。子どもは体温の調節能力がまだ十分に発達していないので気を配る必要があります。

また、障害のある方には、体温調節が難しい場合や、のどが渇いても気づかない、自分で水分がとれない等の場合がありますので、介助者やまわりの方は注意しましょう。

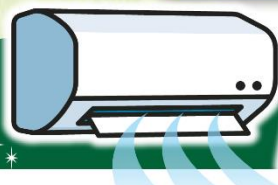


厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

高齢者のための熱中症対策

熱中症の予防には、水分補給と暑さを避けることが大切です



部屋の中でも注意が必要です

エアコンを上手に使いましょう

熱中症は、室内や夜間でも多く発生しています。節電にも配慮して適切にエアコンを使いましょう。

また、エアコン使用中もこまめに換気をしましょう。

節電

こまめにフィルターのお手入れをする
2週間に1回を目安にしましょう

節電

適切な
室温設定

節電

すだれやカーテンを
活用し直射日光を遮る

温度・暑さ指数
を確認する



換気

換気をして屋外の
涼しい空気を入れる

換気

窓とドアなど
2カ所を開ける

換気

扇風機や換気扇
を併用する
長時間、風が体に
直接あたらないように
注意しましょう

節電

クールビズを取り入れる

節電

複数台の使用を避け、一部屋に集まるなど工夫する



さらに 気をつけるべきポイント

のどが渇いていなくても **こまめに水分・塩分を補給**しましょう

1日あたり
1.2L(リットル)を
目安に



コップ約6杯

● 1時間ごとにコップ1杯

● 入浴前後や起床後も
まず水分・塩分補給を



※水分や塩分の摂取量は
かかりつけ医の指示に従いましょう。



！高齢者は特に注意が必要です

1 体内の水分が不足しがちです

高齢者は若年者よりも体内の水分量が少ない上、体の老廃物を排出する際にたくさんの尿を必要とします。

2 暑さに対する感覚機能が低下しています

加齢により、暑さやのどの渇きに対する感覚が鈍くなります。

3 暑さに対する体の調節機能が低下します

高齢者は体に熱がたまりやすく、暑い時には若年者よりも循環器系への負担が大きくなります。

※心臓や腎臓の悪い方や持病をお持ちの方は、かかりつけの医師にご相談下さい。

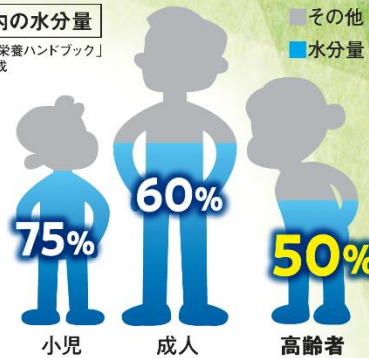
●東京都23区における熱中症死亡者の状況(令和3年夏)

※計39人(速報値)のうち

約8割は65歳以上の高齢者

屋内での死亡者のうち約9割は
エアコンを使用していなかった

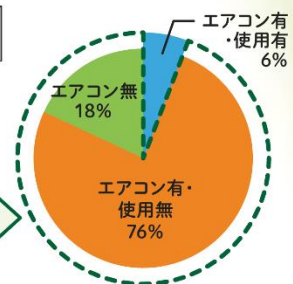
体内の水分量
「輸液・栄養ハンドブック」
より作成



エアコン設置有無・
使用状況別

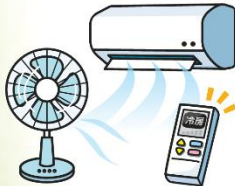
出典：東京都監察医務院

■エアコン有 + 使用有
■エアコン有 + 使用無
■エアコン無



☑ 予防法ができているかをチェックしましょう

☐ エアコン・
扇風機を上手に
使用している



☐ 部屋の温度を
測っている



☐ 部屋の風通しを
良くしている



☐ こまめに
水分・塩分を補給
している



☐ シャワーや
タオルで体を
冷やす



☐ 暑い時は
無理をしない



☐ 涼しい服装をしている
外出時には日傘、帽子



☐ 涼しい場所・
施設を利用する



☐ 緊急時・困った
時の連絡先を
確認している



熱中症予防情報サイト

環境省 熱中症予防情報サイトからの情報をチェック! ▶ <https://www.wbgt.env.go.jp/>

環境省では、暑さ指数(WBGT)の情報提供を行っております。令和3年度より全国展開している熱中症警戒アラートおよび、暑さ指数のメール配信等をご活用ください。

「熱中症警戒アラート」は環境省のLINE公式アカウントで確認することができます ➡



友達追加はこちら